

第二種貨物利用運送事業の揭示について

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第25条の規定に基づき
下記の通り揭示する。

記

- 1 事業の種別
第二種貨物利用運送事業
- 2 利用運送に係る運送機関の種類
国際航空貨物運送
- 3 運賃及び料金
別紙の通り
- 4 利用運送の区域又は区間

仕立地	仕向地
東京	別紙の通り

- 5 業務の範囲
一般混載事業
- 6 利用運送約款
2019年12月28日国土交通大臣認可(国政参復第480号)
国際利用航空モデル運送約款を適用する。
詳細は別紙の通り
- 7 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
東京	海外の為省略

以上

AREA	仕向地
AREA 1	ニューヨーク、アトランタ、シカゴ、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ワシントン、マイアミ、トロント
AREA 2	パリ、リオン、フランクフルト、ミュンヘン、ハノーバー、ロンドン、ミラノ、ヨハネスブルグ
AREA 3	ソウル、北京、台北、香港、クアラルンプール、シンガポール、ジャカルタ、バンコック、シドニー